

第1次計画

美しい山形・最上川100年プラン

いのちの水をつなぐ
山から海へ、人から人へ、過去から未来へ



平成14年7月

美しい山形・最上川フォーラム

【大石田町白鷺渡船場(平成13年11月まで運行)】

I. 基本的な確認事項

1 美しい山形づくり運動の進め方

美しい山形づくりのシンボルとしての最上川

源流から河口まで県内を縦貫し、流域面積が県土の75%を占める最上川は、生活や経済活動など県民のあり様を映す鏡と言えることから、美しい山形・最上川フォーラム(以下「フォーラム」という。)では、最上川を県全域で進める美しい山形づくり運動のシンボルに位置づけます。



【村山市付近】

県民と行政の連携・協働

快適な地域づくり、美しい山形づくりという共通の目的のもとに、県民、行政、企業・事業者、研究者らが互いの立場を理解・尊重しながら、それぞれが知恵と力を出し合って目的の実現を目指します。

私たちの川を見つめ直す

「地域の河川は地域の共有財産」であることを認識し、「自分たちの川」に触れ、学び、活かすなど暮らしと地域社会づくりに取り組みます。

美しい山形づくり運動の進め方

最上川 = 県民の共有財産

いのちの水をつなぐ

～ 山から海へ、人から人へ、過去から未来へ ～

シンボル

美しい山形づくり(県全域での取り組み)

美しく豊かで健全な水環境を守り育てる

川に育まれた地域文化を理解し活かしていく

流域資源を地域経済の活性化に活用する

一緒に考えみんなで実行

共通のテーブル

大学

行政

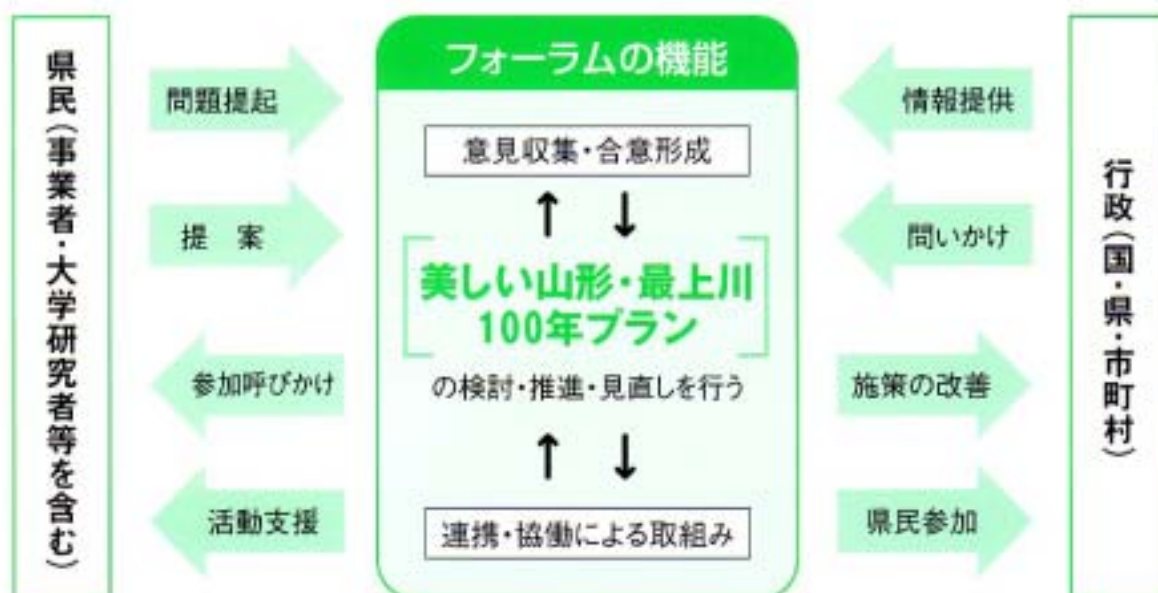
県民

事業者

2 「美しい山形・最上川100年プラン」のねらい

「美しい山形」の実現に向けた取組みの仕方や方向性を示す

環境や文化、産業など、「美しい山形」を形成するための様々なテーマ毎に、県民（事業者・大学などを含みます）と行政等（国・県・市町村）の役割分担を明確にしなが、連携・協働による具体的な取組みの仕方を提唱し、フォーラムがみずから実践の先頭に立つとともに、広く参加を呼びかけていくものです。

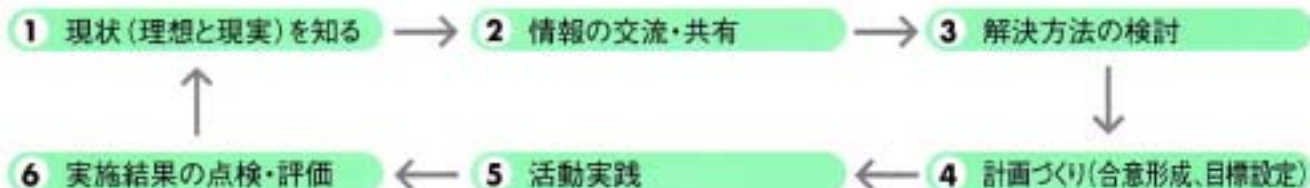


合意形成の過程・成果を示す「進化・発展する計画」

フォーラムは、共通の目的のもとに集まった県民と行政機関等が共通のテーブルを囲み、対等な立場で議論を行う場であり、それぞれの立場を尊重しながら緩やかな合意の形成を目指します。

- (1) 合意に達した事柄は順次計画に盛り込み、できることから着実に実行に移します。
- (2) 合意に至るまで時間を要する事柄についても検討経過を積極的に公開して議論を呼び起こし、意見の収集を行いながら解決を図っていきます。
- (3) 実施結果について点検評価を行うことにより、新たな活動に反映させ、必要に応じ計画自体も見直していく「進化・発展する計画」とします。

● 進化・発展する計画の展開イメージ



フォーラムとして行動を示す

フォーラムとして、課題の解決や理想の実現に向けて率先して進める活動を明らかにし、この活動への参加や評価を通じて、フォーラムが提唱する「美しい山形づくり」への理解を広げていきます。

3 「美しい山形づくり」に参加するそれぞれの主体の役割

県民の役割

- ▶ それぞれの立場や地域の状況に応じて、身近なところから「環境や文化、歴史等に触れ、理解する」、「環境と共生し負荷を与えない」取組みへの主体的参加を進めていきます。
- ▶ 自分たちの地域づくりに対するそれぞれの問題意識に基づき、課題の解決や夢の実現を目指して、地域の企業や事業者、大学研究者、教育機関、行政機関などと連携し、役割を分担しながら、さまざまな県民活動を進めていきます。
- ▶ 次代を担う子供たちが将来にわたって地域に誇りと愛着を持ち続けられるよう、地域や学校、家庭が協力して、子供たちが川や自然、地域文化に触れ、遊び、学ぶ機会をつくっていきます。

企業・事業者の役割

- ▶ 事業活動が環境資源の消費のうえに成り立っていることを認識し、社会的責務を果たします。
- ▶ 自らの事業の振興を通じて地域社会に貢献するとともに、環境保全活動や地域づくり活動への参加や支援も積極的に行います。

行政の役割

- ▶ 美しい山形づくりに必要な施策が効果的に実施されるよう、国、県及び市町村の関係行政機関は積極的に相互の連携を図り、総合的・広域的な行政施策の展開を進めます。
- ▶ 市町村は、住民にとってもっとも身近な行政機関として、住民や企業・事業者との協力、近隣市町村との連携により、積極的に地域課題の解決を図っていきます。
- ▶ 国や県（それぞれの出先機関も含む）は、各自治体や住民との連携を進め、住民参画による地域づくりを推進し、活動の支援を行うほか、各種の啓発を行います。

フォーラムの役割

- ▶ 広く県民や行政機関等から意見を収集し、合意形成を図る場を設定します。
- ▶ 合意した事柄を「美しい山形・最上川100年プラン」に反映させ、これに基づく各主体間の連携・協働による具体的取組みを推進する拠点としての役割を果たし、みずからも積極的に活動を展開していきます。

4 長期的目標(基本方向)イメージ

〈 当面取り組まなければならない課題 〉

- ⑥ 私たちが感じる「美しさ」、守りたい、実現させたい「美しさ」とは何か、みんなで話し合います。
- ⑥ 水環境の実態を知り、どこにどのような問題があるのかを明らかにしていきます。
- ⑥ 私たちはどのレベルまでの「清流化」を目指したいのか、山形県独自、最上川独自の指標の設定について検討を進めます。
- ⑥ 地域づくりへの県民参加・参画の支援や、官民の連携・協働の仕組みづくりを進めます。
- ⑥ 将来に引き継いでいくべき地域の文化資源を掘り起こし、光を当て、その活用や情報発信などの方法について検討を進めます。
- ⑥ 交流拡大や産業振興につなげるための最上川の周辺環境整備や利活用の方法について検討を行います。



〈 長期的に目指していく方向 〉

- ◆ 全国～世界に誇ることができる最上川
水質、生態系、散乱ゴミ等の問題について、今後、具体的目標設定を検討していきます。
- ◆ 人々が交流し合い、生きがいを持って快適に暮らすことができる山形県づくり
県民活動の促進度合や経済指標等による目標設定を検討していきます。

5 取組み結果の検証等

それぞれの課題に対する取組みの成果や目標の達成状況について、フォーラムが中心となって積極的に情報を公開し、県民や関係行政機関などとともに検証を行っていきます。



【最上川ビューポイント 眺海の森 峰の薬師公園(松山町)】

1 清流化

美しく豊かで健全な水環境を守り育てる
～水質・水循環・自然環境・生態系等の保全、回復

今すぐ実行できること

(1) 水質保全の取組み

- ① 食用油は使いきりに努め、廃油は凝固剤で固めるか古紙などに浸透させて燃えるゴミとして出します。
- ② 流しでは水切り袋などを使用します。
- ③ 米のとぎ汁などは、畑や植木の水遣りに利用します。
- ④ 食器の油やソースなどのひどい汚れはふき取ってから洗います。
- ⑤ 洗剤などの使用は必要最小限にし、使いすぎないように注意します。
- ⑥ 下水道や農業集落排水が整備されている地区では、早めの接続に努めます。
- ⑦ 下水道や農業集落排水の整備が当分見込まれない地区では、合併処理浄化槽を設置します。また、浄化槽の適正な維持管理に努めます。
- ⑧ 生ゴミはできるだけ土に埋めたり、コンポスト化して堆肥として再利用するようにします。
- ⑨ 農業生産では、農薬や化学肥料の使用量をできるだけ減らし、家畜排泄物の適正処理に努め、可能であれば有機農法への切り替えも検討してみます。
- ⑩ 野焼きはしません。
- ⑪ 事業所などでは、定められた排水基準などを確実に守り、汚水や油などが流出していないかをこまめに点検することはもちろん、自主的に目標を定め、さらなる汚濁の軽減に努めます。

(2) 自然環境や生態系の保全の取組み

- ① 流域の自然観察に参加し、自然環境の現状を見つめ、私たちの暮らしと自然環境の関わりを理解します。
- ② 地域で行われる環境保全活動や、メダカやホタルなど身近な生きものの保護活動、森林の維持活動などに積極的に参加します。

(3) 水循環の維持回復の取組み

- ① 雨水を貯水して洗浄用や庭の水遣りに利用します。また、洗濯をするときは、風呂の残り湯の利用などに努めます。
- ② 透水性舗装の採用や地下浸透枳の設置に努めます。
- ③ 森林管理者や林業関係者と県民が連携・協働して、森林の伐採後の植栽の促進や適切な維持管理、里山の保全などの活動を進めます。

(4) 意識向上のための取組み

- ① 地域や学校、職場などで、水の問題や自然環境について学ぶ機会を数多く設け、積極的に参加します。
- ② 源流、上流、下流、海岸、支川、本川など、それぞれの地域間における情報の共有や活動参加による交流を進め、互いに相手の地域を理解し、思いやることができるようにします。
- ③ 行政機関や学術研究機関は、流域の水質や自然環境についての情報を、県民にわかりやすく提供するとともに、県民も身近な川や水辺において水質や生きものの調査に参加し、理解を深めます。

これまでの検討の成果 = フォーラムが進める実践活動

◎身近な川や水辺の健康診断

【活動のねらい】

- ①これまで行政機関が行ってきている水質調査では、法令及び計画等に基づき調査項目や調査地点が限定されていることから、「自分たちが利用している川や用水路の水質が知りたい」といった地域レベルの要求には必ずしも応えきれない現状にあります。
- ②こうした現状に加え、環境基準で用いられているBODやCODといった項目とは別に、「水の濁り」や「富栄養化」(窒素・リン)の調査、魚や動植物などを指標にした「誰にでもわかりやすい清流指標」設定の必要性が提言されております。
- ③今回の身近な川や水辺の健康診断では、簡易水質検査器材(バックテスト等)を使用しますので、河川や用水路等の水質を誰でも簡単に調べることができ、水辺環境の実態を知ることができます。
- ④参加者の皆さんから寄せられた調査結果をマップ化することにより、一目で流域全体の状況把握が可能になり、水系間や上下流地域間で情報が共有され、ネットワークづくりのきっかけとなることが期待されます。
- ⑤調査の結果明らかになった問題については、県民、事業者、大学研究者及び行政機関等が協力して処方せんの検討を行い、改善に向けた取組みにつなげていきます。



【身近な川や水辺の健康診断のようす(羽黒町)】

【活動の内容】

- ①県民の皆さんと関係行政機関が協力して、身近な川や水辺の環境調査活動を県内一斉に行います。
- ②調査内容
 - ・簡易水質検査器材(バックテスト)による水質検査：
pH(酸性度)、COD(化学的酸素要求量)、アンモニウム体窒素、亜硝酸体窒素、硝酸体窒素、リン酸体リン(以上4項目は富栄養化の指標)
 - ・透視度計による透視度調査、など

引き続き検討を重ねていくことから

(1) 私たちが望む「清流」とは何か、環境基準とは別に、独自の指標づくりについて検討していきます。

- ◎ BODやCODといった従来の指標に加え、透視度や富栄養化(窒素、リン)などの指標の設定
- ◎ 昔の川、泳げる川、生態系や水産資源などによるわかり易い指標の設定。

(2) 水質保全や生態系保護のための具体的方法を検討していきます。

- ◎ 貴重・稀少種(レッドデータブック)や環境省指定重要湿地などをはじめ、地域毎にサンクチュアリ(野鳥保護区)やビオトープ(生物生息空間)、地域のシンボルとして守り育てる生物などの指定。
- ◎ 源流及び流域における森の生態系保存再生域の、土地利用計画上の明確な位置付け。
- ◎ 公共工事における生態系に配慮した資材や工法の普及、多自然型工法や魚道整備の望ましいあり方について。
- ◎ 河川周辺の水質保全活動を推進するため、監視ボランティアの設置などについて。
- ◎ 間伐材や河川の支障木の伐採後の利用方法として、木質バイオマスによるクリーンエネルギー源としての利用、炭づくりと水質浄化への利用、魚の棲みか・産卵場所づくりなど。
- ◎ できるだけ水質や自然環境に負荷を与えない農業生産や用排水の方法の開発普及について。

2 散乱ゴミ対策

ゴミを減らし捨てさせない意識改革と社会の仕組みづくり

今すぐ実行できること

- ① 水辺に散乱するゴミは、景観を損ねるだけでなく、動植物の生息環境を悪化させるなど、海洋汚染にもつながる地球環境問題ととらえ、ゴミを出さない(捨てさせない)活動と、散乱ゴミを回収する活動との両面から取り組みを進めます。
- ② 商品を購入するときは、①使い捨ての品物は最小限にし、②リターナブル容器や再生資源を用いた商品の購入に努め、③簡易包装を要求し、また受け入れ、④買い物には買い物袋を持参し、⑤品物のリサイクルや再利用に努めるなど、ゴミをできるだけ減らす生活様式に改めます。
- ③ 生産、流通、販売のそれぞれの段階で、発生するゴミを減らし、発生したゴミの適正処理に努めます。
- ④ 学校や職場、地域など、身近なところでクリーンアップ(散乱ゴミの回収)活動を継続して実施します。
- ⑤ 上流と下流などの地域間における情報の交流やクリーンアップ活動への参加などを通じて、散乱ゴミによる被害や苦勞などに対する理解を広げるとともに、優れた活動のやり方は積極的に自らの活動に取り入れます。
- ⑥ ボイ捨てや不注意によりゴミを散乱させないように県民一人ひとりが気をつけていくことや、不法投棄は決して許さず、県民と行政が協力して厳しく監視していくことは大原則です。

これまでの検討の成果 = フォーラムが進める実践活動

◎「美しいやまがた」クリーンアップキャンペーン

【活動のねらい】

- ① 河川や海岸等、水辺に散乱するゴミの大半はプラスチック系が占めるようになってきていることから、散乱ゴミは、単に景観を損ねるだけでなく、近年では、海洋汚染や生態系への悪影響を及ぼす重大な環境問題と捉える必要があります。
- ② 散乱ゴミについては環境基準などの法規制がなく、住民ボランティア等による自助努力に委ねられています。
- ③ 散乱ゴミの場合は原因となる個人や事業所等がほとんど特定されず、流域に生活する多数の者が関わる多様な原因体系に起因すると考えられることから、その解決のためには、全県民的な取組みを継続して進めていく必要があります。
- ④ 従来から行われてきた河川清掃活動は、参加者に対するゴミ問題についての意識向上等の啓発効果と一時的な環境の回復効果はあるものの、ゴミ散乱の防止・削減という根本的解決にはなっていないというのが現状です。
- ⑤ このような現状と課題を踏まえ、全県民的な取組みを展開するとともに、ゴミの散乱を防止・削減する具体的方法の検討につなげていきます。



【モモカミ・ゴミマスターズの活動(戸沢村)】

【活動の内容】

(1) 「美しいやまがた」クリーンアップ作戦

- ①任意のグループから学校、職場、地域団体にいたるまで、誰でも気軽に参加できる、散乱ゴミを調査しながら回収する活動です。
- ②9月から10月にかけて「美しいやまがた」クリーンアップ作戦期間を設定し、参加者が都合のよい日に実施していただきます。
- ③参加者から集められた調査結果は、「山形県ゴミマップ」に反映させるほか、クリーンアップ全国事務局を通じて、全国レベル、国際レベルの研究データとしても活用されます。

(2) 水辺の散乱ゴミのモニタリング調査

- ①大学やNPO等と河川管理者が協力して、河川に漂着・散乱するゴミの実態について、定点観察による指標化のための研究を行います。
- ②定点観察の結果に基づき、発生原因の分析、削減目標の設定などを行うとともに、経年変化の把握を行っていきます。

◎「ゴミマップ」の作成

【活動のねらい】

- ①産業廃棄物や一般廃棄物の不法投棄防止対策については、県、市町村、関係業界からなる不法投棄防止対策協議会や河川管理者等において各種の対策が講じられていますが、巡視体制等については予算や人員の制約から必ずしも十分とは言えません。
- ②投棄箇所の原状回復には多大の労力と費用(税金)を要しますが、原因者を特定できる場合が稀であることから「捨て得」を助長する結果となるという問題があります。
- ③県全域について、ゴミの不法投棄や散乱の状況を県民に明らかにし、地域住民やNPO、事業者などと行政機関との連携による監視等の強化につなげていきます。

【活動の内容】

- ①県、国土交通省、市町村、事業者、地域住民団体やNPO等が連携して、投棄箇所等のデータ収集を行います。
- ②収集したデータをもとに地図上に不法投棄箇所、投棄内容、経年変化(新規発生箇所及び改善箇所)、対応マニュアル等を記載した啓発用マップを作成します。
- ③このマップは定期的に更新し、地域における目標設定と改善状況の確認等にも活用します。

引き続き検討を重ねていくことから

ゴミの散乱や、不法投棄の解決策として、次のような取組みが提案されているので、一つひとつ検討を重ね、可能なものから実現していきます。

- ①河川の不法投棄防止の啓発なども兼ねて、ボランティアによる環境美化推進員制度を導入する。
- ②全県共通の「ボランティアゴミ袋」や処分体制など、ボランティア支援のしくみの確立と充実。
- ③ゴミを捨てる世代にターゲットを絞り、年齢に応じた啓発活動を行う。
- ④農業用廃プラスチック製品について、販売者が責任をもって回収するしくみの検討。
- ⑤県及び全市町村で、「ポイ捨て禁止条例」を制定する。
- ⑥学校や地域、NPO、行政機関などが連携し、環境教育を進めやすい環境づくりや教材の開発・普及を進める。
- ⑦「きれいな川で住みよいふるさと」運動の更なる発展に向けた検討を行う。
- ⑧本川と支川の合流点へのゴミフェンスの設置や、水辺や水中のゴミを安全かつ効率的に除去できる機械の開発。

3 県民活動の推進

地域づくりへの県民参加・参画と官民協働の仕組みづくり

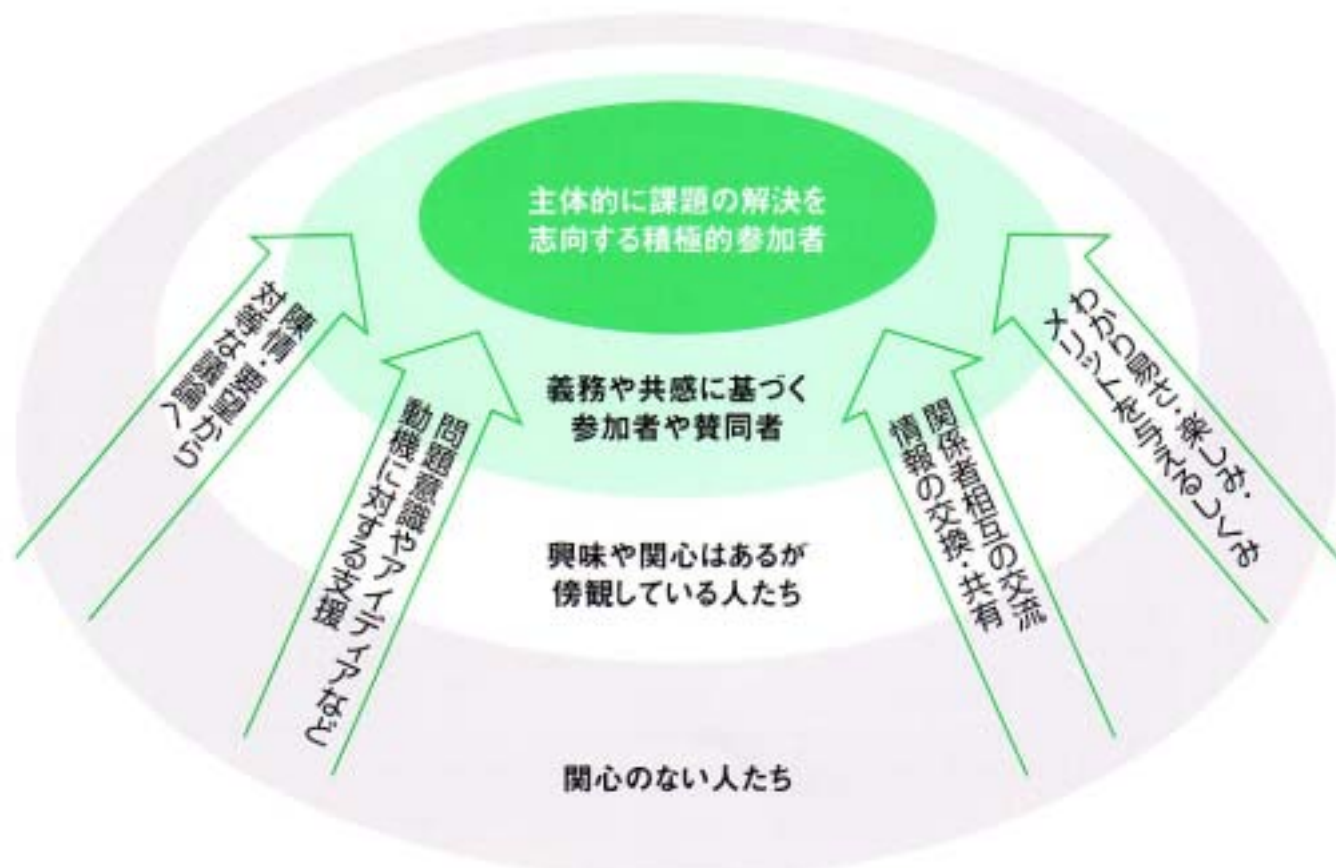
今すぐ実行できること

- ① 私たち山形県民が感じる「美しさ」とは何か、山形県や自分たちの住む地域はどのような状態が「美しい」のか、地域や家庭、学校や職場などさまざまなところで、行政も県民も一緒になって、昔で考えることから始めます。
- ② 身近なところで生まれた疑問やアイデアなどの動機を地域づくりへの参加行動に結びつけ、関係する行政機関や事業者などはこれを尊重し、支援に努めます。
- ③ 地域が抱える課題を解決するためには、行政に対する陳情や要望で終わらせず、県民と行政が対等な立場で知恵と力を出し合って解決を図るなど、建設的な議論を行います。
- ④ 「気安さ」、「わかりやすさ」、「面白さ」、「遊び心」を大切にして活動を進めることにより、参加者の拡大につなげます。
- ⑤ 各地域・分野で活動している方々と事業者や行政機関などが交流し、情報の共有を進めます。



【フォーラム設立総会】

●地域づくりへの県民参加・参画の促進イメージ



これまでの検討の成果 = フォーラムが進める実践活動

◎最上川圏民大会（仮称）の開催

流域の県民が一堂に会して、各地域で活動されている方々の活動発表や、上下流地域間交流の場として、県内各地区持ち回りで毎年開催していきます。

◎個人から参加できる流域情報ネットワークづくり

「興味や関心はあるが傍観している人たち」と美しい山形・最上川フォーラムをつなぐ仕組みとして、インターネットを活用し、個人レベルからの情報を集約して共有化を図るとともに、誰もが簡単に流域情報を入手できるシステムづくりを進めます。

◎地域づくりの核となる人材の活用や育成の仕組みづくり

住民参加による地域づくりを進めるためには、地域の関係者が意見や情報の交流を行い、連携や協働のための話し合いを行う場の設置が必要となります。

そのために、当面、次のような人材の活躍の機会づくりを進めます。

- ①豊富な経験や知識を有する人材による、助言者（アドバイザー）としての役割
- ②既存の活動組織や地域リーダーなどによる、地域関係者の調整・誘導役（コーディネーター）としての役割
- ③高い問題意識と行動力を持ち、地域に根ざした活動を実践している団体や人材による活動の促進役（ファシリテーター）としての役割

引き続き検討を重ねていくことがら

- ④地域の環境改善や自然環境の保全などについて、住民、企業、行政の3者が、計画から維持管理にいたるまで、互いに役割を分担しながら参加していく活動である「グラウンドワーク」について手引きをつくり、仲介支援のしくみの確立を目指します。
- ⑤「地域の河川は地域の共有財産」という認識のもと、河川敷をさまざまな活動の場として利活用を進めることを前提に、河川敷の一定区域の管理を地域団体（自治会、町内会、育成会等）や事業者などに条件付きで委託するしくみである「河川アドプト制度」について、河川管理者と連携しながら検討をすすめていきます。
- ⑥「最上川の日」や「最上川月間」の設定、最上川憲章の策定や最上川白書（黒書）の発行、地域毎の連携交流拠点の設置などについても検討していきます。



【船上での交流・学習会のような（県民ネット最上川）】

4 最上川文化の継承と発展

川が育んできた地域の文化を見つめ直し未来に活かしていく

今すぐ実行できること

(1) 地域の文化遺産(資源)に光を当てて理解を深める取組み

- ① 生涯学習活動や学校教育などにおいて、地域の研究者や文化の伝承者、観光ボランティアガイドなどと連携して、地域に残された豊かな歴史や文化を学ぶ活動を進め、積極的に参加します。
- ② 地域や家庭において、子供たちに対して、先人が培った経験を伝え、自分たちの川に対する思い、郷土の誇りや魅力を語り継ぐことに努めます。
- ③ 地域で放置され、失われつつあるものに目を向け、価値のあるものは守り伝えていく方法を皆で考えます。



【山居倉庫(酒田市)】

(2) 生活の中で川に触れ、親しむことができるようにする取組み

- ① 親子や家族連れでの魚釣りや、レクリエーションとして川遊びを体験する機会を増やします。
- ② 健康や気分回復のための散歩やジョギングなどの場所として、河川を上手に利用します。
- ③ 河川管理者は、安全に川遊びができる場所や、利活用が可能な高水敷などの情報提供に積極的に努めます。



【アユ釣り(最上小国川)】

これまでの検討の成果 = フォーラムが進める実践活動

◎最上川が地域に育んだ文化資源の再評価・活用研究

【活動のねらい】

- ① 最上川流域には、かつて舟運で繁栄した地域が点在していますが、文化の視点からの情報発信は地域単位にとどまっており、地域間の連携がなされていないため、大河最上川のスケールメリットを活かしたものはなっていません。
- ② 最上川流域には、最上川によってもたらされた特徴ある数々の文化資源(仏教美術文化・雛文化・鑄造文化・石像文化・陶磁器文化・建築文化等)が点在し、一定の評価もなされていますが、県民をはじめ、県内外への効果的な情報発信が不足しています。
- ③ そこで、最上川舟運文化の視点から、点在する地域文化を体系的にまとめるとともに、最上川によってもたらされた文化資源の効果的な情報発信や活用方策についての研究を進めます。

【活動の内容】

平成13年度に県が東北芸術工科大学東北文化研究センターに委託した「最上川文化の集約及び継承・発展についての基礎的研究」を踏まえて、国土交通省、市町村、大学等研究機関及びフォーラムが連携して、研究を行います。

◎ 川に育まれた地域文化の継承・実践体験学習活動の支援

【活動のねらい】

- ① 人と川との関わり合いが希薄になった今日、水を大切にしている生活文化や川での遊びなど、川に関わる地域文化が失われつつあり、それを伝承し、指導できる人材も減少しています。
- ② 最上川をはじめとした川、その水源となる山々、注ぎ込む海など、水をとおして県民の地域文化に対する関心や理解を高め、文化的な側面から、“美しい山形”を目指す活動の素地を創ります。
- ③ 川や水を通じた地域文化の学習活動を支援することにより、次世代に引き継ぐ人材を養成するとともに、活動を通じて得られた成果や人材を広く紹介していきます。



【源流から河口へ最上川散策(村山市観光ボランティアガイド協会)】

【活動の内容】

- ① 支援の対象となる活動内容
地域活動団体などが主体となって実施する、川や水の文化に関連した公開講座やセミナーなどで、実践体験活動を含むもの。
- ② 支援内容
地域活動団体などが行う活動に必要な経費に対して、県が補助金を交付します。

引き続き検討を重ねていくことから

- ① 最上川の歴史や各地域にもたらされた文化遺産(資源)を、「〇〇物語」や「〇〇道」としてまとめ、これを活用、発信していく取組みを進めます。
(例) 舟運で栄えた町と文化資源(数寄屋造り、曹洞宗、三十三観音など)をつなぐ(辿る)。
文学の道、芸術の道、宗教の道、美術館の道(公設、私設、歴史民族資料館等)、自然(名山、香り、滝)の道など。
- ② 産学官民による総合的な文化研究プロジェクトの検討を行います。
- ③ 忘れられ、失われつつある文化遺産(資源)を保存、継承していくための支援方法の検討を行います。
(例) 食文化としての川魚料理や漁法の伝承。
- ④ 舟運ルートの再現や体験の仕組みづくりの検討を行います。
(例) 渡船や小鶴飼舟の復活を観光の視点から検討します。
- ⑤ 山形県民の歌「広き野をながれゆけども最上川うみに入るまでにごらざりけり」について、さまざまな機会を活用した普及の進め方を検討していきます。
- ⑥ 全県的に文化活動を展開する「最上川記念日(メモリアルデー)」の設定を検討します。
- ⑦ 釣りやカヌーなど、川遊びの達人、文化の伝承者や研究者をグループ化し、「最上川の達人」、「最上川博士」として登録して情報を提供することにより、指導活動を支援します。
- ⑧ 最上川全体を博物館としてとらえるエコ・ミュージアム構想や、欲しい情報が手に入る「文化情報の拠点」づくりについて検討します。
(例) 既存施設の整備活用による展示施設の充実
展示・交流・学習等の拠点施設整備の検討
淡水魚水族館を民間で建設、運営
- ⑨ 生活空間としての川との関わりや、日常の中で気軽に楽しむ仕掛けの検討を行います。
(例) 学校の週休2日制に伴い、社会教育を通じた川遊びの企画の実施
サイクリングやマラソン、カヌーなどの競技コース整備
川の駅、やな場、河川敷農園などの整備

5 最上川の利活用による地域経済の活性化

交流拡大のための環境整備、最上川を軸とした観光立県、産業振興

今求められていること

- ⑤ 他の河川との差別化を図り、全国に誇れる最上川として広く発信していきたいと考えます。
- ⑥ 現在の最上川は、日常気軽に接することができる場所は必ずしも多くないことから、誰もが最上川を身近に感じ、安全に近づき、楽しむことができるように整備していくことも必要です。

これまでの検討の成果 = フォーラムが進める実践活動

◎「最上川夢の桜街道プラン」のモデル地域における検討

【活動のねらい】

- ① 桜並木整備により他の河川との差別化を図り、観光をはじめとする県内産業の振興につなげていくことを目指します。
- ② 最上川沿いに遊歩道が整備されることにより、誰もが安全かつ気軽に近づける最上川づくりを目指します。
- ③ 「桜街道」をテーマに、企画段階から地域が主体となって話し合いを進めることにより、住民参加による地域づくりのシンボリックな取組みとして、新たな最上川づくり・地域づくりに対する関心が高まることが期待されます。
- ④ モデル市町村における地域検討の結果は、フォーラムにおける全体の「プラン」検討や、その後の事業展開に反映されます。
- ⑤ 他の地域に先駆けてモデル事例を示すことにより、他の地域における理解が広がることを期待されます。



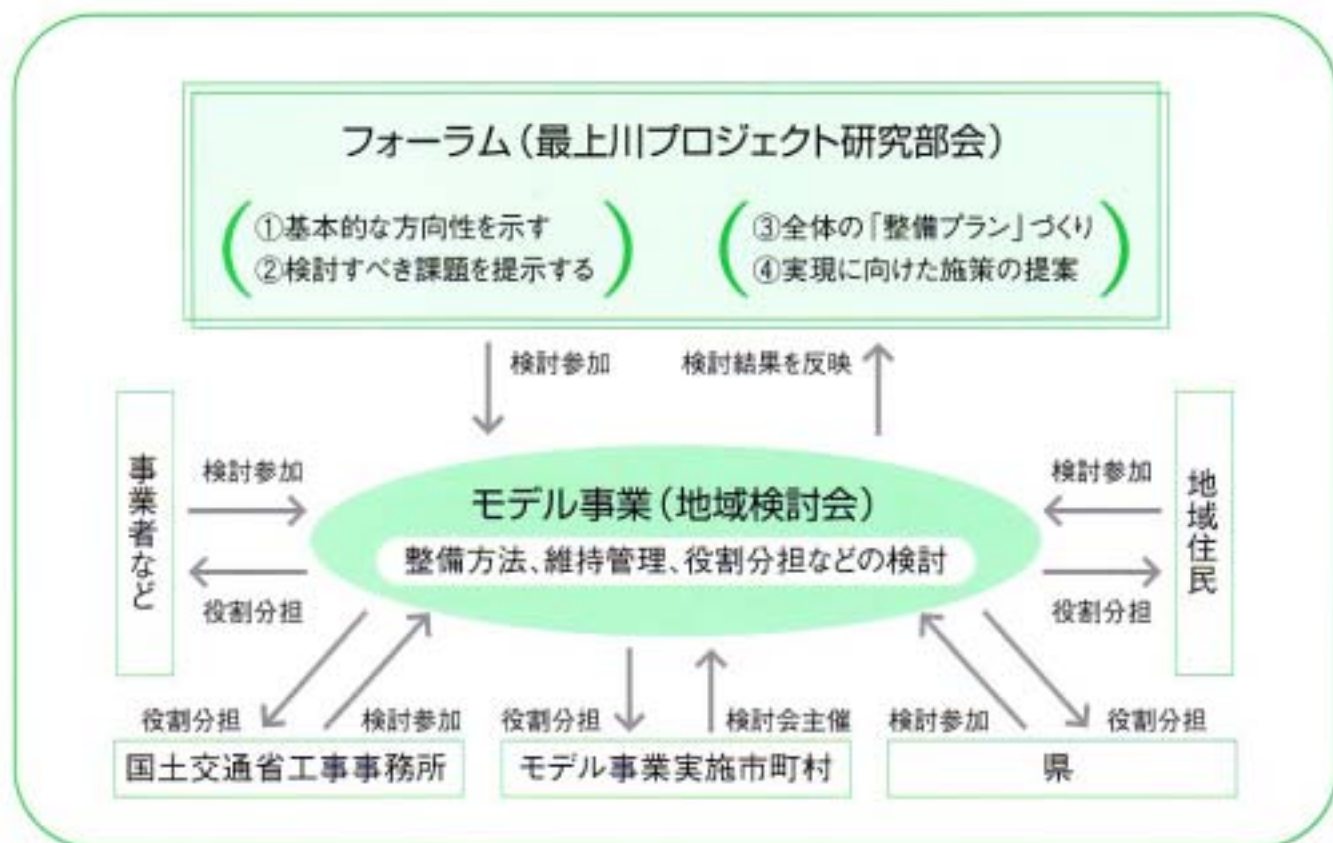
【桜並木】

【活動の内容】

- ① 最上川沿いに桜並木と遊歩道などを整備する「最上川夢の桜街道プラン」に賛同するモデル市町村において、地域住民や民間団体、事業者、関係行政機関が共通のテーブルを囲み、実施に向けた具体的な検討を公開で行います。
- ② 主な検討項目としては、地域の地形的な特徴を踏まえた遊歩道整備や植栽の妥当性、周辺の景観及び自然環境などに配慮した適地・不適地の選定検討などを行います。
- ③ また、実際の整備方法や維持管理方法、関係者間の役割分担や費用負担などについても検討を行います。

【地域検討会の構成員】

地域住民及び地域づくり団体、商工業等の事業者団体、
国土交通省所管工事事務所（河川管理者）、県所管総合支庁（河川管理者等）、専門的助言者
市町村、フォーラム会員及び事務局



引き続き検討を重ねていくことから

- (1) 「最上川夢の桜街道プラン」の地域検討結果を受けて、次のようなことからについて検討を進めていきます。
- ⑥ 永続的に事業を推進していくための、財源確保も含めた望ましい推進体制のあり方について。
 - ⑥ 自然景観と二次的自然景観、自然環境保全と利活用の両面から、バランスのとれた最上川全体のグランドデザインを検討する。
 - ⑥ 具体的な雇用の受け皿につなげるしくみや、産業界やNPO、ボランティアの参加のしくみを検討する。
- (2) 最上川流域の資源の活用による地域経済の活性化については、次のようなことからについて検討を進めていきます。
- ⑥ 日本の原風景が点在する流域各地の観光資源をつなぎ、山形県を縦貫する観光ルートを整備する。
 - ⑥ 農林漁業・食品産業及び伝統産業の振興のため、安全・安心な県産品の県内利用の考え方を県民に周知し、生産者と消費者の相互理解と協力を進める。
 - ⑥ シンボルマークやイメージキャラクターの制定
 - ⑥ 最上川を素材にした商品開発や宣伝方法の検討。
 - ⑥ 漁業対象稚魚の放流、乱獲防止、適切な漁場管理と内水面漁業の振興
 - ⑥ 釣りや川遊びの振興と川魚料理の普及
 - ⑥ 観光ボランティアへの参加を促進し、県民にホスピタリティあふれるおもてなしの心を普及させていく。



【山形県の魚 サクラマス】

美しい山形・最上川フォーラム規約

●名称

第1条 この会は、美しい山形・最上川フォーラム(以下、「フォーラム」という。)と称する。

●目的

第2条 山形県の母なる川最上川を県民総参加による美しく快適な国土づくり運動のシンボルに掲げ、最上川及び流域各支川を含む県内各地域において、美しく健全な水環境の確保及び地域資源としての最上川の再評価と利活用等を推進する「美しいやまがた最上川創成構想」(以下、「構想」という。)の理念を、県民の英知を結集して「美しい山形・最上川100年プラン」(以下、「100年プラン」という。)に具現化を図り、その実現を通じて、豊かな自然を財産として後世に継承するとともに、美しい県民の心を育むことを目指す。

●事業

第3条 フォーラムは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。
(1) 構想実現のための具体的計画となる100年プランの策定、推進及び見直し
(2) 策定された100年プランに基づく事業のうち、フォーラムが実施すべき事業
(3) フォーラムに参加する県民、事業者、各種団体、教育研究機関、及び行政機関等における連携・協働の推進
(4) 自発的、主体的県民活動の促進のための支援
(5) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

●会員

第4条 フォーラムの会員は、第2条の目的に賛同して入会した個人、法人、団体及び行政機関とする。
2 会員は、研究部会に参加することができる。
3 会員は、フォーラムの事業運営等に関し運営委員会に対して説明を求め、または意見を述べることができる。
4 入会及び退会の手続きは別途定める書面をもって会長に対して行うものとする。

●会費等

第5条 個人会員にあっては年額一口1千円(一口以上)、法人及び団体の会員にあっては年額一口3千円(一口以上)、県以外の行政機関の会員にあっては年額一口3万円(一口以上)の会費を納めるものとする。
2 既に納められた会費は、原則として返還しない。
3 国の行政機関の会員にあっては、第1項の規定にかかわらず、フォーラムが実施する事業への協賛又は現物提供等により会費相当額以上の経費負担等を行うことで、会費の納付に代えることができるものとする。
4 県は、フォーラムに対して運営費負担金を負担するものとする。
5 運営委員会は、会費の負担が困難であると認められる会員について、会費負担の猶予または減免を決定することができる。

●退会処分

第6条 会費を1年以上滞納した会員については、運営委員会の議決を経て、その者が退会したものとして処理することができる。

●役員

第7条 フォーラムに次の役員をおく。
(1) 会長 1名
(2) 副会長 2名
(3) 運営委員 15名以上20名以内
(4) 監事 2名
2 運営委員及び監事は、会員の中から総会で選出する。
3 会長は、運営委員の互選により選任する。
4 副会長は、運営委員の中から会長が指名する。
5 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
6 異動等の事由により、役員が欠けた場合、会長は第2項の規定にかかわらず、補欠する役員を選任することができる。なお、補欠期間の任期は前

任者の残任期間とする。

7 役員は無報酬とする。

●役員職務等

第8条 会長は、フォーラムを代表し、会務を総理する。
2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代行する。
3 運営委員は、運営委員会を構成し、第11条に定める職務を行う。
4 監事は、フォーラムの会計及び会務執行を監査する。

●顧問

第9条 フォーラムに顧問をおくことができる。
2 顧問は、会長が委嘱する。
3 顧問は、フォーラムの運営等に関して助言を行う。
4 顧問は、無報酬とする。

●総会

第10条 総会は、会員をもって構成し、規約の改定、予算及び事業計画、決算及び事業実績、役員を選任、並びに100年プランの承認等、重要な事項について議決を行う。
2 総会への参加方法は、会員本人の出席、委任状による代理人出席、及び書面による議決参加とし、出席者数及び書面議決参加者数の合計が会員の現在数の2分の1以上の場合に成立する。
3 総会の議長は、会長が行う。
4 通常総会は毎年1回開催する。
5 会長は、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

●運営委員会

第11条 運営委員会は、総会で議決した事項及び会長が必要と認めた事項を実施する。
2 運営委員会は、総会に付議すべき事項について、協議・決定する。
3 運営委員会は、必要に応じて会長が召集し、運営委員総数の過半の出席により成立する。
4 会長がやむを得ないと認めた場合は、委任状により代理人を出席させることができる。
5 会長が緊急やむを得ないと認めた場合は、前項の規定にかかわらず、文書の持ち回りによる決裁を行うことができる。
6 運営委員会の議長は、会長が行う。
7 運営委員会は、協議に必要な会員の出席を求め、その意見を聞くことができる。

●研究部会

第12条 運営委員会は、必要に応じて研究部会を設置するものとする。
2 研究部会長は、運営委員の中から会長が指名する。
3 研究部会は、100年プランについての検討、推進及び見直し、並びに運営委員会から付託された事項についての協議のほか、第3条第1項第2号に基づき実施する事業の企画及び運営等を行う。
4 その他、研究部会の運営上必要な事項は、運営委員会において決定する。

●会計

第13条 フォーラムの事業活動に要する経費は、会費、負担金、補助金、その他の収入をもってあてる。
2 フォーラムの会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

●事務局

第14条 フォーラムの事務を処理するため事務局を置く。
2 事務局の設置場所及び構成については、会長が別途定める。

●委任

第15条 この規約に定めるもののほか、フォーラムの運営に関して必要な事項は運営委員会の議決を得て会長が別に定める。

役員

【会長】 東北公益文科大学副学長 大島 美恵子	【副会長】 山形県文化環境部長 笠原 征男	【運営委員】 酒田市長 阿部 寿一 (特)パートナーシップオフィス理事 岡部 恵美子 みずとみどり研究会酒田地域事務所 金子 博	国土交通省酒田工事事務所長 山形県土木部長 国土交通省新庄工事事務所長 県民ネット最上川会長 山形大学教授 (株)山形銀行常務取締役 (株)理研分析センター社長 大石田町長	菊地 身智雄 坂之井 一之 佐藤 一幸 佐藤 五郎 柴田 洋雄 清水 保裕 菅原 幸司 早坂 清	前田製管(株)代表取締役社長 荘内日報社編集委員 日本銀行山形事務所長 国土交通省山形工事事務所長 山形大学名誉教授 【監事】 (特)山形創造NPO支援ネットワーク理事 白鷹町長	前田 直己 水戸部 浩子 宮坂 不二生 安田 吾郎 横山 昭男 青木 龍雄 橋本 光記
-------------------------------	-----------------------------	--	---	---	--	---

連絡先・お問合せ先

美しい山形・
最上川フォーラム事務局

〒990-8570 山形市松波二丁目8-1(山形県文化環境部文化振興課内)

TEL. 023-630-2903 FAX. 023-624-9908

URL <http://www.mogamigawa.gr.jp/> E-mail info@mogamigawa.gr.jp